

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程(令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第3条第1項」を「第3条第1項の規定」に改める。

第18条第4項ただし書を削る。

第22条中「であり、かつ、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削る。

(名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程(令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「156.93」を「1月平均の勤務時間(各年の4月1日から翌年3月31日までの日数から当該期間における休日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日をいう。))の日数を差し引いた日数を12で除して得た数に、7時間45分を乗じて得た時間(小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てる。))をいう。」に改め、同条第3項中「4,348円」を「4,396円」に改める。

第7条の2第4項中「第11条第2項」を「第11条第3項」に改める。

第10条第2項中「昭和25年名古屋市条例第32号」を「令和7年名古屋市条

例第42号」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。